

提出書類のご案内

1 授業料に対する支援（石川県私立高等学校授業料軽減補助金）

- (1) 授業料減免（家計急変）申請書
- (2) 保護者又は保護者がいない場合は学資負担者（以下「保護者等」という。）の住民票（申請時点のもの）
- (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次のいずれかの写しを添付）

【(3) の書類の具体的な内容】

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

- (4) 家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。世帯の状況に応じて次のいずれかの書類を添付してください。）

【(4) の書類の具体的な内容】

- ①所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し
 - 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
 - 令和2年6月以前に申請された場合は、令和2年7月以降に改めて「令和2年」の所得課税証明書をご提出いただきますようお願いいたします。

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

- ②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額
- ③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し
- ④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し
 - 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

（次のページへ続く）

→ 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。

なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

- ・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。
- ・紙面に印刷又はコピーして添付してください。
- ・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（2020年〇月と明確に記載されているもの等）

→ 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。

- （i）確定申告書 第一表及び第二表
- （ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

- （5）家計急変を理由として次のいずれかの状況に該当することとなった世帯は、その状況に該当することを証明する書類を（4）の書類に代えることができます。
- ①生活保護受給世帯となったこと
 - ②保護者等が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者となったこと
 - ③保護者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付が減免されている者となったこと
 - ④同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者となったこと
 - ⑤同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助を関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている者であること

2 教材費など授業料以外の教育費に対する支援（石川県教育費負担軽減奨学金）

- （1）石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）受給申請書
- （2）保護者の住民票（令和2年7月1日時点で保護者全員が県内に住所を有していることがわかるもの）
- （3）保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次のいずれかの写しを添付）

【(3) の書類の具体的な内容】

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

(4) 家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。世帯の状況に応じて次のいずれかの書類を添付してください。）

【(4) の書類の具体的な内容】

- ①令和2年の所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し

→ 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
→ 令和2年6月以前に家計急変が生じた場合は、家計急変の状況を踏まえた上で、令和2年7月1日時点の状況に基づき判定します。令和2年7月以降に家計急変が生じた場合はその時点の状況に基づき判定します。

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

- ②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額

③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し

- ④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し

→ 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。
→ 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。
なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

- ・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。

(次のページに続く)

- ・紙面に印刷又はコピーして添付してください。
 - ・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（2020年〇月と明確に記載されているもの等）
- 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。
- （i）確定申告書 第一表及び第二表
- （ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

- （5）在学証明書（石川県外の私立高等学校等に在学される場合のみ）
- （6）健康保険証の写し（保護者及び保護者の扶養の対象となっている子のもの）
- （7）扶養誓約書（（6）の健康保険証の写しが、国民健康保険の場合のみ）
- （8）振込口座申出書
- （9）生活保護法に基づく生業扶助を受給していないことを誓約する書類

【制度や提出書類に関するお問い合わせ先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

 076-225-1233

私立高等学校授業料等軽減補助金における家計急変世帯への支援について

1 家計急変世帯の要件

次の各号のいずれかに該当する世帯となります。

①生活保護を受給する世帯

②保護者又は保護者がいない場合は学資負担者（以下「保護者等」という。）が失職（本人の勤務条件に合わなくなり、自らの意思によらず職を辞さなければならなくなつた場合を含む）、倒産、給与（個人事業主等であつては事業収入（売上））の減少等（以下「失職等」という。）の経済的理由から授業料納入が急遽困難となつた世帯。

※災害などに起因しない離職（定年退職など）は対象となりません。

2 軽減の額

授業料から高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 3 条に基づく高等学校等就学支援金（以下「支援金」という。）を控除した額を免除又は半額を軽減されます。

3 支援の対象期間

①保護者等の失職等の家計が急変した日が属する月の翌月から 1 年間が上限となります。

②給与（個人事業主等であつては事業収入（売上））の減少により家計急変世帯となつた場合は、①にかかわらず、申請を受理した日の属する月の翌月から 1 年間が上限となります。

③①及び②において、再就職等により保護者等の収入状況が改善した場合は、再就職等した月分までとなります。

※保護者等の収入状況が改善した場合は、学校へ辞退届出書を提出してください。

4 認定方法

（1）免除の対象となる場合

保護者等の失職等の事実が確認された場合は、次に示す要件のいずれかに該当する世帯が支援対象として認定されます。

① 失職又は倒産により収入を失った者を除いた保護者等の市町村民税の課税所得額が 880,000 円未満である世帯。

② 給与（個人事業主にあつては事業収入（売上））の減少である場合は、保護者等の直近 3 か月間の給与（個人事業主にあつては事業収入（売上））の平均額に基づき別に定める方法によって市町村民税の課税所得額を推計し、その推計額が 880,000 円未満である世帯。

③ 家計急変に伴い次のいずれかの状況に該当することとなった世帯。

（ア）保護者等が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定により所得税を納付しないこととなる者となったこと

- (イ) 保護者が国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により国民年金の保険料の納付が免除されている者となったこと
- (ウ) 同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者となったこと
- (エ) 同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国 の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）の規定により市町村から就学援助を受けている者であること

（2）軽減の対象となる場合

家計急変世帯が 4 (1) ①から③に該当せず、次のいずれかに該当する世帯。

※ ただし、失職又は倒産により収入を失った者を除いた（給与（個人事業主であつては事業収入（売上））等の減少である場合は直近 3 か月間の給与（個人事業主であつては事業収入（売上））等の平均額に置き換えた）保護者等の前年の所得が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 9 条に規定する額以上である場合を除きます。

- (ア) 母子家庭
- (イ) 両親を欠く世帯
- (ウ) 交通遺児等の世帯
- (エ) 父子世帯
- (オ) 両親又は両親のいずれか一方が傷病により入院若しくは通院し、又は高齢若しくは心身障害により労働能力を失いもしくは減少している世帯
- (カ) 寝たきり老人、心身障害児者、長期入院若しくは通院児者又は未就学児を抱えている世帯
- (キ) 主たる生計維持者が破産宣告を受けた世帯
- (ク) 主たる生計維持者が雇用保険を受給している世帯又は雇用保険受給者と同等の失業状態にある世帯

○ 新入生における入学金に対する支援

上記による家計急変世帯として授業料の免除又は軽減を受ける世帯においては、入学金の一部に対する支援の対象となることがあります。

対象となる場合には、別途、学校より申請のご案内がございます。

○石川県私立高等学校授業料等軽減補助金における家計急変世帯への授業料に係る支援における市町村民税の課税所得額の推計方法について

保護者等の直近3か月間の給与（個人事業主であっては事業収入（売上））の平均額に基づく市町村民税の課税所得額の推計方法は以下のとおりとする。（令和2年度に申請される場合に限る。）

（算定式）

$$\boxed{\text{①3か月平均の収入月額} \times 12\text{か月で算出した額}} - \boxed{\text{②給与所得控除額} \\ (\text{個人事業主にあつては必要経費})} - \boxed{\text{③社会保険料等控除額の推計額}} - \boxed{\text{④基礎控除}} - \boxed{\text{⑤各種個人的所得控除額}} = \boxed{\text{⑥市町村民税の課税所得の推計額}}$$

①3か月平均の収入月額×12か月で算出した額

直近3か月分の給与明細書の写しや売上台帳等の写しで確認した平均月収額の12か月分として算出

②給与所得控除（個人事業主にあつては必要経費）

- ・給与所得者である場合は以下の表に沿って算出

①の平均収入月額×12か月分 (給与所得者の場合)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超 ～3,600,000円以下	収入金額×30% + 180,000円
3,600,000円超 ～6,600,000円以下	収入金額×20% + 540,000円
6,600,000円超 ～10,000,000円以下	収入金額×10% + 1,200,000円
10,000,000円超	2,200,000円（上限）

- ・個人事業主である場合は、直近の確定申告書の写しで確認した経費に基づき次のとおり試算

（ア）直近の確定申告の経費のうち「給料賃金」、「減価償却費」、「地代家賃」、「利子割引料」、「租税公課」及び「損害保険料」として計上されていたものについては、その計上額の合計額

（イ）（ア）以外の項目で計上されていた経費については、次の算定式で算出した減少割合を乗じた額（1円未満切り捨て）の合計額

$$\text{減少割合} (\%) \times = \frac{\text{直近の確定申告で計上した売上（収入）金額} - \text{①3か月平均の収入月額} \times 12 \text{か月で算出した額}}{\text{直近の確定申告で計上した売上（収入）金額}}$$

※減少割合 (%) は少数点第2位未満を四捨五入とする。

○ 個人事業主の必要経費の試算額 = (ア) の額 + (イ) の額

③社会保険料等控除の推計額

①の金額によって次のとおり算出

- ・①の金額が 900 万円以下

$$(①\text{の金額}) \times 10\% = \text{社会保険料等控除の推計額}$$

- ・①の金額が 900 万円超

$$(①\text{の金額}) \times 4\% + 54 \text{ 万円} = \text{社会保険料等控除の推計額}$$

④基礎控除

33 万円

⑤各種人的所得控除額

各世帯の人員状況から、次表に沿って算出

①で算出した額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別 控除	所得金額	控除額		
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除	26万円
特別障害者控除	30万円
同居特別障害者	53万円
寡婦（夫）控除	26万円
特別寡婦控除	30万円
勤労学生控除	26万円
扶養 控除	一般 33万円
	老人 38万円
	特定 45万円
	同居 老親等 45万円